

2016年11月4日

所沢市長 藤本 正人 様

公益財団法人 トトロのふるさと基金
理事長 安藤聡彦

狭山丘陵墓地開発反対協議会
代表 大堀聰 菊一敦子 北浦恵美

狭山丘陵三ヶ島2丁目地区の大聖寺墓地計画についての緊急要望

要望の趣旨

1. 「平成27年11月2日」付け「所生環第286号」として所沢市長が宗教法人大聖寺に対して発した「墓地等の計画協議に関する審査意見書」(以下審査意見書という)は、平成28年11月1日の経過により無効となったので、本件墓地計画については、大聖寺に対し、新条例に基づく事前協議手続を履行させること。

2. 本件墓地計画地の公有地化への早急かつ具体的な取り組みを実行すること

要望の理由

(1) 平成28年11月1日の経過により、所沢市長が、所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「墓地条例」という)に基づき、大聖寺に対して発した審査意見書の有効期限が切れ、当該審査意見書は無効なものとなりました。

審査意見書は墓地経営許可の申請の際に、添付を要するものと規定されているところ(所沢市旧墓地条例8条、旧施行規則8条2項4号)、上記の通り本件審査意見書は、無効となりましたので、事業者たる大聖寺が墓地経営許可申請をするためには、再度、審査意見書を所沢市長より発してもらする必要があります。

(2) 旧墓地条例によれば、審査意見書が発行されるに至る手続は、次のように規定されています。

①計画協議書の提出を市が受け付けた後、②公告、縦覧に供され、③関係住民等に対する説明会の開催、④説明を受けての関係住民からの意見書の提出、⑤それに対する事業者側からの見解書の提出、⑥関係住民との協議、⑦協議の報告の提出、⑧以上の手続全般についての市による厳正な審査の上で、審査意見書が発行される。

一方、本件審査意見書には発行後1年を有効期限とする意見が付されています。この

趣旨は、事前協議終了後、1年という期間が経過すると、墓地計画地周辺の生活環境や自然環境に変化が生じ、関係住民との間に新たに協議を要する事情が生じること、1年以上経っても計画が実現できないということは、当初の計画が実現困難になるなどの事態が生じている可能性が高く、当初の計画と実施しようとする計画の同一性が担保されなくなるなどの事情を考慮したためと解されます。

本件審査意見書は、下記経過措置規程（*）により、旧条例に基づいて発行されたものであり、その旧条例に基づく意見書が有効期限徒過により無効となったというのですから、あくまでも事業者が本件計画の実施を望むというのであれば、「新たな計画」として、新条例に基づく事前協議手続を経た上で、新たな審査意見書の発行を受けるべきです。

現に、御庁職員とトトロのふるさと基金担当者が行った2015年11月17日の打ち合わせの席上において、御庁職員は、「審査意見書が期限を過ぎて無効となったら、新条例に基づく事前協議の出し直しを要する」と説明されておりました。

*** 経過措置規定「この条例の施行の前日に改正前の所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例の規定に基づく事前協議を行った者又は現に事前協議を行っているものに係る許可を行う場合については、なお従前の例による」**

（3）以上の通り、本件墓地計画については、事業者である大聖寺がここに至っても計画の実施を望むのであれば、新条例に基づく事前協議手続を履行させることが必要ですので、これを要望いたします。

また、併せて、かねてより所沢市長が言明されている、公有地化への早急かつ具体的な取り組みを実行されることを要望いたします。

連絡先 公益財団法人 トトロのふるさと基金
〒359-1164 埼玉県所沢市三ヶ島3丁目 1169-1
TEL 04-2947-6047

本件要望事項について、文書にて11月30日までにご回答をお願いいたします。